

株式会社メディカルクロス東京ベイ

許可番号 13-06559

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が入社後1ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料の70%の金額を求人者に返還します。

ただし、求人先で就業中の者を求職者として紹介する場合は、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合があります。

以上